

病床機能報告制度と地域医療構想(ビジョン)の策定

1 病床機能報告制度(平成26年10月開始)

医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する制度を設け、医療機関の自主的な取組みを進める。

○ 医療機能の分類は以下のとおり。

高度急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療や、リハビリテーションを提供する機能
慢性期機能	○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能

○ 医療機関は、一般病床及び療養病床について、上記の機能及び提供する医療の具体的な内容に関する項目を報告する。

2 地域医療構想(ビジョン)(平成27年度以降)

都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用し、その地域にふさわしいバランスの取れた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定。

国は、都道府県における地域医療ビジョン策定のためのガイドラインを策定(26年度～)

○ 地域医療構想(ビジョン)の内容は以下のとおり。

1. 2025年の医療需要

入院・外来別・疾患別患者数 等

2. 2025年に目指すべき医療提供体制

二次医療圏等(在宅医療・地域包括ケアについては市町村)ごとの医療機能別の必要量

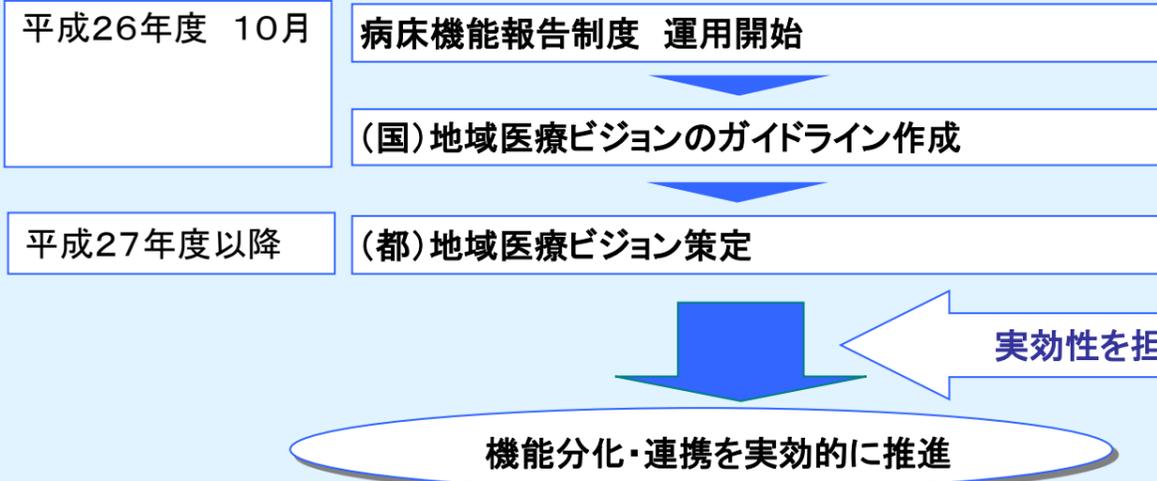
3. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備整備、医療従事者の確保・養成等

(参考) 医療計画との関係

- 地域医療ビジョンは平成25年度からスタートしている医療計画に追記。
- 平成30年度以降は、介護保険事業支援計画の改定とあわせ、6年ごとに策定

3 医療機能の分化・連携に係る取組みの流れ



<推進のための仕組み>

1. 診療報酬	3. 都道府県の役割の強化 (1) 医療関係者、医療保険者等の関係者との「協議の場」の設置 (2) 都道府県知事が講ずることが出来る措置 (例) ・不足している医療機能を条件とした開設許可 ・過剰な医療機能への転換に対する中止要請 要請等に従わない場合、医療機関名の公表等
2. 新たな財政支援制度 (地域医療介護総合確保基金)	